

## 支援センターい～な

### はじめに

- 私たちは利用者の立場に立ち利用者の尊厳を守るという支援の基本を肝に銘じ絶えず初心に立ち返ることとする。
- 利用者や家族は、今なお差別や偏見を感じながら生活していることに深く思いをいたし、常に利用者や家族から学ぶという姿勢を持ち続ける。また、家族や家族会との連携を密にして、情報公開に努める。
- 私たちは、本人、家族、関係者が集う育成会が行う事業であることを自覚し、運動の原点とも言える権利擁護に対する理解と認識を深く持ち、サービスの提供に努める。
- 支援にあたっては、夜間支援と日中支援の両面にわたりきめ細かな支援を提供するよう努める。
- こうしたことを常に念頭におき、利用者が自立し、ゆとりと潤いのある安全な生活が出来るよう支援する。
- また、平成 20 年 11 月に起こした支援中の死亡事故を教訓とし、常に研究と研修に努め、再びこのような不幸な事故を起こさないよう不断の努力を重ねる。

### 支援センターい～なの事業内容

(表 1)

知的障害者入所更生施設（365 日生活を支援します）
短期入所事業（一時的に生活を支援します）
日中一時支援事業（日帰りの生活を支援します）
相談支援事業（地域で生活するために必要な相談に応じます）
共同生活介護事業（ケアホームを運営します）
共同生活援助事業（グループホームを運営します）
生活介護事業
（自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します）

### 知的障害者入所更生施設（箕面育成園）

#### 1 事業の目的

指定知的障害者更生施設として適正な運営を確保するとともに、事業の円滑な運営を

図り、利用者及び利用者の家族(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切なサービス提供を目的とする。

## 2 運営の方針

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って支援を行うとともに、利用者が自立し、ゆとりと潤いのある日常生活を送るための支援を行う。
- (2) できる限り居宅に近い環境の中で地域や家庭との結び付きを重視した運営を行う。市町村、知的障害者福祉法第4条第6項に規定する知的障害者居宅生活支援事業者、他の知的障害者更生援護施設、その他保健・医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との連携に努める。
- (3) 希望する利用者に対して、自活訓練などを実施し、地域生活を促進するために必要な支援を行う。
- (4) 知的障害者福祉法等関係法令を遵守して事業を実施する。
- (5) 障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、現箕面育成園利用者の地域移行を進める。

## 3 施設の所在地

所在地 大阪府箕面市稲6丁目15番26号

電話 072-727-3458 ファクス 072-727-6933

## 4 職員数

管理者 1名 生活支援員 22名 作業員支援員 1名 看護師 1名 管理栄養士 1名 医師 1名(非常勤) 事務職員 1名 調理員 3名 給食補助員 7名

## 5 入所定員及び対象者

入所定員 50名

対象者 知的障害者(18歳以上)

## 6 施設の営業日等

営業日 年中無休

サービス提供日 年中無休

## 7 施設のサービス内容

- (1) 利用者に朝、昼、夕の給食を提供し、各利用者の状況に応じて摂食の援助を行う。
- (2) 利用者の状況に応じて、排せつの援助を行う。
- (3) 利用者の状況に応じて、入浴または清拭の援助を行う。

- (4) 利用者の健康管理に努め医療が必要な場合は医療機関への受診の援助を行う。
- (5) 利用者の身体の状態及び興味・関心に合わせ日中活動や余暇活動の援助を行う。
- (6) 利用者の状況に応じて金銭管理の援助を行う。

## 8 活動の内容

利用者50名の年齢をベースに、体力・移動面等を考慮してそれぞれの利用者に適した活動内容を提供する。

### (1) 生活習慣を身につけるための支援

基本的な生活習慣の維持や身の周りのことは、できるだけ利用者自身でできるように支援を行う。援助が必要な利用者には、その意向に沿った支援を心がける。また、適度な運動量の確保や気分転換のため近隣への外出支援などを行う。

### (2) リラクゼーション活動

動作法 = 日常動作の改善及び姿勢の歪み、身体の凝りや痛みの軽減を通じて、心と身体のリラックスとコミュニケーション力の活性化を図る。また、動作法のスーパーバイザーの助言等を得て、支援員の動作法による利用者支援技術の向上を図る。

音楽療法 = 音楽を通じて心にアプローチし、情緒の安定と心身及び自己表現力の活性化を図る。利用者の心身の状況に応じ個人・グループのセッションを行う。

3B体操 = 一週間に一回、ボウル・ベル・ベルダーの道具を利用し音楽に合わせて楽しく活動することにより適度な運動量を確保し、また心身のリラックスを図る。

フィジカル = 楽しみながら身体を動かし、心身の活性化を図る。

### (3) 余暇活動

手芸、散歩、卓球、お茶、お華など地域のボランティアの方々の協力を得て、利用者が余暇の時間を楽しめる場の設定をする。

### (4) 作業活動

生きがい作りの一つとしてさをり織りと陶芸の時間を設定する。

### (5) レクリエーション

カラオケ、DVD鑑賞、ボウリング、スポーツフェスタへの参加、忘年会、観劇など利用者の意向を聞きながら個別支援計画に則り取り組む。

### (6) 本人活動(ひまわり会)

利用者がそれぞれの方法でそれぞれに合った本人活動のあり方を工夫する。支援者は情報の提供を心がける。大阪大会本人大会への参加を推進する。

## (7) 健康管理

毎朝、体温の測定、体重の定期的測定を行い体調の異変を把握する。また、看護師による朝の健康チェック、附属診療所での受診および投薬治療を適宜行う。

嘱託医との緊密な連携を図り、疾病の早期発見と治療に努める。

年に2回の定期健康診断、全利用者及び全職員に原則として新型インフルエンザと季節性インフルエンザの予防接種等を行う。また、短期入所事業利用者へは利用前にインフルエンザ予防接種を受けるよう呼びかける。

新型インフルエンザ等に利用者がり患することを防止するため、基本的な感染防止の手立てを確実に講じる。

糖尿病、高血圧、高脂血症、肥満など管理栄養士との連携により栄養面からも配慮する。

支援センターい～な全体の利用者の健康の維持と管理、受診等の支援を重点的に行う。医療が必要となった利用者については、家族等、生活支援員及び世話人と連携し検査受診治療支援を勧め、また、介護に関する行政機関、支援センターなどと連携し適切な介護保険サービスを確保しつつ、知的障害支援サービス制度も併用しながら、要医療利用者が可能な限りホーム等で安心して生活が維持できるよう支援を行う。

## (8) 栄養管理

施設内において365日提供される食事について、利用者の嗜好調査のもとバラエティに富んだ食事を提供するとともに、利用者一人一人に合った食事形態(刻み食・糖尿病食・低カロリー食等)を考慮する。

調理に関しては2ヶ月に1回給食会議を持ち、できるだけ利用者の声をメニューに反映するよう努める。

支援センターい～なの利用者に応じた食生活に対する支援・栄養や献立に関する情報提供や世話人の調理スキルの向上を計画的に支援する。本部が設置するホーム支援のためのチーム「アテンダントチーム」の活動に協力する。

## (9) 新事業体系への円滑な移行

平成23年4月をめぐりに、箕面育成園を知的障害者更生施設から施設入所支援事業と生活介護事業に転換させる。また、箕面育成園内に新たな生活介護事業所を開設し、箕面育成園の生活との自然な連続性を確保しながら高齢の利用者に応じた多様な生きがい活動を創設実施するとともに、昼夜のメリハリのある生活リズムの維持と健康の増進に努める。生活介護の活動に円滑に移行するため、日々の日中活動は平成22年度中から実施する。

平成23年度当初に就労支援関連事業を開設する。平成22年度は当初からその準備広報募集等の期間とする。支援センターい～な諸施設の清掃・メイ

メンテナンス業務・農業へのトライアル・環境保護への協力・リサイクル等、物品消耗品の管理供給・支援員補助業務等及び外部からの委託事業を受注遂行することを通して知的障害者の直接雇用、就労支援・訓練事業への発展的拡大事業化をめざす。

利用者の円滑な地域生活を支援するため、平成22年度中をめどに、訪問介護事業所を開設する。

- (10) 平成20年11月に起こした死亡事故を二度と起こさないために引き続き園内研修を実施するとともに外部の研修にも積極的に参加し、支援の質及び安全意識の向上に努める。

(表2) 箕面育成園における一日の日課

午	前	午	後
7:00~ 8:00	起床・身支度	13:30~15:00	午後の活動
8:00~ 9:00	朝食	15:00~16:00	余暇等
9:00~10:00	朝の連絡	14:30~18:00	余暇(入浴)
10:00~12:15	午前の活動	18:00~19:00	夕食
12:15~13:30	昼食	19:00~21:00	余暇・就寝準備
		21:00~22:00	就寝・消灯

(表3) 箕面育成園における主な年間の行事

季 節	行 事
春	共に生きるコンサート、日帰り旅行(家族会)
夏	夏祭り
秋	保育園との交流会及び芋掘り、あいあいプラザ祭
冬	忘年会など
1年を通して	グループ旅行・グループ外出

- (1) 利用者負担・・・障害者自立支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、表4・表5のとおり利用者の負担とする。

(表4) 箕面育成園に係る利用者から受領する額(光熱水費等)

項 目	日 額	標準月額
食事(基本的な朝・昼・晩の食事)	1,555 円	47,272 円
光熱水費	352 円	10,701 円
日常生活品の購入(下着等の被服費及び歯ブラシ等の日用品費)	実 費	

(表5) 箕面育成園に係る利用者から受領する額(その他の費用)

項 目	徴 収 額
おやつ（個人的な嗜好によるもの）	実 費
金銭管理サービス	月 1,000 円
在園証明書発行手数料	1 通 200 円
教養娯楽費（付き添いを希望する場合は、その付き添い者にかかる実費を含む）	実 費
理容・美容等	実 費
その他日常生活上必要となる生活費	実 費

### 短期入所事業(日中一時支援事業を含む)

#### < 事業の目的 >

指定短期入所の適正な運営を確保し、事業の円滑な運営を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の家族（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービス提供を目的とする。

#### < 運営の方針 >

- ( 1 ) 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。
- ( 2 ) 利用者等が必要とする時に必要な指定短期入所の提供ができるよう努める。また、その他保健・医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努める。

#### < 施設の所在地 >

所在地 大阪府箕面市稲 6 丁目 15 番 26 号

電話 072-727-3458 ファクス 072-727-6933

#### < 職員数 >

知的障害者入所更生施設箕面育成園の職員配置と同じ

#### < 定員及び対象者 >

短期入所定員 5 名

対象者 知的障害児・者 身体障害児・者 精神障害児・者

#### < 営業日等 >

営業日 年中無休

サービス提供日 年中無休

#### < 短期入所のサービス内容 >

- ( 1 ) 食事の提供
- ( 2 ) 入浴又は清拭
- ( 3 ) 身体等の介護
- ( 4 ) 機能訓練

(5) 生活相談

(6) 健康管理

(7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (6) に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。

< 活動の内容及び日課及び行事等 >

知的障害者入所更生施設箕面育成園が実施しているものと基本的に同じ

< 利用者負担 >

障害者自立支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、次のとおり利用者の負担とする。

食事の提供に係る費用	朝食	1食につき	326円
	昼食	1食につき	651円
	夕食	1食につき	578円

居宅に係る光熱水費 1日につき 352円

日用品費の実費

その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費

### 支援センターい～な(相談支援)

< 事業目的 >

大阪府指定の相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障がい児及び障がい児の家族(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供する。

< 運営の方針 >

- (1) 利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

< 事業所の所在地 >

大阪府箕面市稲6丁目15番26号

電話 072-727-3458 ファクス 072-727-6933

< 職員配置 >

管理者 1名 相談支援専門員 1名

< 営業日等 >

営業日 年中無休 午前9時から午後5時45分まで

サービス提供日・時間 利用者等の必要に応じて実施する。

< サービス対象者 >

大阪府域の知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害児・者

< サービスの提供方法及び内容 >

- (1) 利用者等からの日常生活全般に関する相談を実施する。
- (2) 利用者に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施する。
- (3) 地域のサービス事業者の情報を適正に利用者等に提供する。
- (4) 利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施する。
- (5) サービス利用計画を作成する。
- (6) サービス利用計画の原案を作成するモニタリング(サービス利用計画の実施状況の把握)等を実施する。
- (7) サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画の原案内容について意見を聴取する。
- (8) サービス利用計画の原案を利用者等に説明し、文書により同意を得る。
- (9) 月1回以上、利用者の居宅を訪問し、サービス利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行う。
- (10) 必要に応じ、サービス利用計画の変更を行なう

### ホームズ・い~な(共同生活介護・共同生活援助)

< はじめに >

共同生活介護・共同生活援助事業「ホームズ・い~な」を箕面市、豊中市で継続して実施するとともに定員に余裕のあるホームについては、新規利用者の利用を促進する。

< 事業目的 >

大阪府指定の共同生活介護及び共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障がい福祉サービスを提供する。

< 運営方針 >

- (1) 利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつまたは食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う。
- (2) 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サ



ービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- (3) 地域との調整を図りつつ新たなホームを設置し箕面育成園利用者の地域移行を推進支援する。また、利用者のホームでの日々の生活を豊かでくつろげ、また、利用者の主体的な生き方に資するため多様な側面からのアシスト体制を整え、ホームの世話人と生活支援員との密接な連携協力を築きながら必要な様々な地域生活支援業務を行う。特に栄養管理の確立、金銭管理システムの確立と透明化及び世話人の資質向上を図る。

<所在地>

名称	所在地	入所定員
新設(予定)	(現在のゲーテンの建物を改修し活用予定)	5名
ホームズ・い〜な	箕面市稲	5名
もみじ	箕面市桜	4名
さくら	豊中市新千里北町	4名
ひなげし	豊中市上新田	4名
ゆたか	豊中市島江町	5名
ウイング	豊中市宮山町	4名
第2ウイング	豊中市本町	4名
上野東ホーム	豊中市長興寺南2	4名
暖	豊中市曽根南町	5名
えらく「はなみずき」	豊中市新千里北町	5名
えらく「やまぼうし」	豊中市宮山町	5名
えらく「こぶし」	豊中市宮山町	5名

<職員配置>

管理者 1 名 サービス管理責任者 2 名 世話人 2 2 名 生活支援員 2 5 名

<対象者>

知的障害者、精神障害者

<サービスの提供方法及び内容>

- ( 1 ) 利用者に対する相談
- ( 2 ) 食事の提供及び入浴・排せつ・食事等の介護
- ( 3 ) 健康管理・金銭管理の援助
- ( 4 ) 余暇活動の支援
- ( 5 ) 緊急時の対応
- ( 6 ) 職場等との連絡・調整
- ( 7 ) 財産管理等の日常生活に必要な援助

<利用者から受領する費用の額等>

障害者自立支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、次のとおり利用者の負担とする。 (月額)

新 設	( 1 ) 家賃 ( 2 ) 食材料費(朝食・夕食) ( 3 ) 光熱水費 ( 4 ) 日用品費	未 定
ホームズ・い~な	( 1 ) 家賃 ( 2 ) 食材料費(朝食・夕食) ( 3 ) 光熱水費 ( 4 ) 日用品費	26,800円 15,000円 9,000円 1,000円
もみじ	( 1 ) 家賃 ( 2 ) 食材料費(朝食・夕食) ( 3 ) 光熱水費 ( 4 ) 日用品費	15,375円 20,000円 8,635円 1,000円
さくら	( 1 ) 家賃 ( 2 ) 食材料費(朝食・夕食) ( 3 ) 光熱水費 ( 4 ) 日用品費	11,700円 20,000円 7,900円 1,000円
ひなげし	( 1 ) 家賃 ( 2 ) 食材料費(朝食・夕食) ( 3 ) 光熱水費 ( 4 ) 日用品費	17,935円 20,000円 6,500円 1,000円

ゆたか	(1) 家賃 (2) 食材料費(朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	11,604円 20,000円 10,000円 1,000円
ウイング	(1) 家賃 (2) 食材料費(朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	30,000円 12,000円 5,000円 1,000円
第2ウイング	(1) 家賃 (2) 食材料費(朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	30,000円 12,000円 7,000円 1,000円
上野東サンホーム	(1) 家賃 (2) 食材料費(朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	37,500円 15,000円 6,500円 1,000円
暖	(1) 家賃 (2) 食材料費(朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	16,000円 13,000円 7,000円 1,000円
えらく 「はなみずき」	(1) 家賃 (2) 食材料費(朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	8,100円 20,000円 9,000円 1,000円
えらく 「やまぼうし」	(1) 家賃 (2) 食材料費(朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	26,000円 20,000円 9,000円 1,000円
えらく 「こぶし」	(1) 家賃 (2) 食材料費(朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	26,000円 20,000円 9,000円 1,000円

< 入居に当たっての留意事項 >

- (1) 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
- (2) 利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努

めること。

- (3) 社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。

### 支援センターい～な・グーテン（生活介護）

#### < 事業目的 >

大阪府指定の生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切な生活介護サービスを提供する。

#### < 運営方針 >

- (1) 利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、排せつ、及び食事の介護、創作活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。
- (2) 地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の福祉サービス事業者、指定相談事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健サービスを提供するものと密接な連携に努める。
- (3) 現在のグーテンの移転・拡充を行い箕面育成園利用者及び若年の利用者等の受入れを行い日中活動を展開する。高齢利用者に対しては、これまでのノウハウを活用しながら、さらに社会や地域人々とのつながりを確保し、そのニーズに応じた多様な生きがい活動を創設実施する。また、比較的年齢の若い利用者のニーズにも応じられるよう、継続的・活動的・生産的作業種目を開拓実施し、さらに、新たに設置する就労推進チームと連携した業務を共同で行うことを通して労働への理解と意欲を醸成する。

#### < 支援の方針 >

個別支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、食事の提供、創作活動、軽作業及び余暇活動の機会を提供する。

- (1) 利用者が毎日元気に、意欲的に自立した生活ができるように支援を行う。
- (2) 利用者・家族が望む生活ができるよう個別支援計画を立て、その計画に基づいたきめ細かな支援の実施に努める。
- (3) 利用者が創作活動・軽作業等において自己選択、自己決定ができるよう、可能な限り様々な活動の提供に努める。

#### < 所在地 >

大阪府箕面市稲6丁目14番15号

電話 072-726-1141 ファクス 072-726-1142